

一般社団法人 日本熱電学会
名誉会員の称号授与に関する細則

第1条 一般社団法人日本熱電学会定款第3条(3)に定める名誉会員の称号の授与に関する細則を定める。

第2条 名誉会員の候補者は、次の各項のいずれかに該当する者とする。候補者の国籍は問わない。

1. 本会正会員5名以上の推薦を受けた者。
2. 理事あるいは評議員3名以上の推薦を受けた者。

第3条 会長は、候補者の履歴書、推薦理由書および選考報告書を添えて本会理事会に諮り、投票で可否を決定する。

第4条 前項の理事会は、有効投票の数が全理事の過半数に達したとき成立し、そのうち可とするものが3分の2に達したとき授与することを決定する。

第5条 本称号を受ける適当な候補者がいないときはその年度は授与しない。

第6条 本称号の授与は、本学会学術講演会または社員総会開催の機会に毎年1回行う。

第7条 本規程の改廃または付加を要するときは、表彰委員会の立案に基づいて理事会の議を経てこれを決定する。

附 則

この細則は、2010年(平成22年)8月20日から施行する。

この細則は、2015年(平成27年)12月17日より改訂し施行する。

この細則は、2021年12月27日より改定し施行する。